

出産育児一時金 差額・内払金支払い請求書

差額、内払金のいずれかを選択し、チェックをしてください。

直接支払い利用時 差額
 直接支払いを利用した方で、出産費用が42万円未満（産科医療保障対象外は40.4万円）の場合

差額

出産後2～3か月後

内払金

早期支給

内払金（早期支給）請求の場合、つぎの①・②を添付してください。

- ①医療機関との合意文書コピー（「直接支払い制度利用」の記載があるもの）
- ②出産費領収書コピー（専用請求書に相違ない旨記載のもの）

内払い金
 上記①、②の書類添付により、請求書受付後20日前後で差額をお支払いいたします。

差額

医療機関から健保への請求書到着後（出産から2～3か月後）に差額をお支払いいたします。（添付書類不要）

記入例

被保険者証 記号	事業所名称 所在地		
出産した 氏名	(被保険者との続)		
令和 年 月 日	在胎週数	在胎	週
元の数	多胎 (児)		
振込先口座 (被保険者名義のもの)	銀行・金庫 農協・信組	支店 出張所	
	普通 当座	フリガナ 口座番号	フリガナ 口座名義人
上記のとおり請求いたします。			
カルビー健康保険組合理事長様			
令和 年 月 日			
〒 -			
住所			
.....			
被保険者 氏名			
.....			
TEL - -			
.....			

被保険者以外の方が受領する場合のみ、下記委任状をご記入ください。

委任状	本請求の給付金に関する受療を、下記代理人に委任します。
	令和 年 月 日 住所 被保険者 氏名
	〒 - 住所 受取代理人氏名
	TEL - -